

美空 ~MISORA~ 第195号

発行日:2025年 10月31日

発行者:NPO 法人 電線のない街づくり支援ネットワーク
理事長 高田 昇

目次 INDEX

- ・活動報告
東京理事会・合同理事会 …… 1
- ・11 月前後のイベント紹介 …… 3
- ・(仮称) 東京における宅地開発の無電柱化の
推進に関する条例の基本的な考え方を解説
…… 5

特定非営利活動法人
電線のない街づくり支援ネットワーク
THE NETWORK FOR NON POLE COMMUNITY

【活動報告】

2025 年 10 月 16 日(木) 13:00~13:30

東京理事会・合同理事会

街並み見学会の昼食後

参加者: 6 名

1. 高田理事長より

台風の季節とは言え、被災地はかなり厳しい状況です。テレビで無惨に倒れている電柱を見ていると胸が締め付けられる思いです。一方では国政の動きが混沌としている印象を受けます。しかしこんな時こそ現場を担う私たちの行動計画を、着実に進めたいと思います。

2. 事務局報告 (10/16~12 月の予定)

イベントの詳細は、p.2 のチラシ・HP でご確認下さい。

10/26(日) 全国地方新聞社連合会プロポーザル国交省主催「みんなでかんがえよう無電柱化 2025」

■ 開催日時: 2025 年 10/26(日) 9:30~16:30(1 日開催)

■ 開催場所: 国営東京臨海広域防災公園(東京都江東区有明 3 丁目 8-35)

■ 名 義:【主催】国土交通省 道路局

【協力】NPO 無電柱ネット

■ 出展団体

- ① 国交省道路局
- ② 近代設計
- ③ ジオ・サーチ
- ④ 東拓工業
- ⑤ NPO 法人電線のない街づくり支援ネットワーク

11/4(火)~11/10(月) 北海道全道一斉パネル展

**11/8(土) 近畿地方整備局大阪国道事務所主催、
すすめよう！無電柱化！スペシャルトークショー**

■ 開催日時: 2025 年 11/8(土) 13:15~15:00~(2 ステージ)

■ 開催場所: みちまちスクエアきた(大阪市北区梅田1丁目 施根崎地下歩道内)

■ 出演者: 浅越ゴエ氏(芸人)、井上事務局長、大阪府都市整備部職員、近畿地方整備局道路課職員

11/11(火) 「無電柱化の日」セミナー

■ 開催日時: 2025 年 11/11(火) 15:00~17:10

■ 開催場所: 日本みち研究所 分室(東京都江東区 2-7-15 第一びる別館北棟3階)

■ 名義:【主催(共催)】

NPO 法人電線のない街づくり支援ネットワーク

一般財団法人日本みち研究所

無電柱化を推進する市区町村長の会

【後援】国土交通省

NPO 法人「日本で最も美しい村」連合

■ 登壇者:

寒地土木研究所: 岩田圭佑 様

京都大学教授・NPO 顧問: 大庭哲治先生

日本みち研究所専務理事・NPO 顧問: 森山誠二 様

参加者募集中。自治体職員のかたの参加もちらほら見受けられています。

11/13(木) 東京理事会、合同理事会(WEB のみ)

**11/21(金) 令和 7 年度第 3 回無電柱化を推進する
市区町村長の会勉強会**

■ 開催日時: 2025 年 11 月 21 日(金) 14:00~17:00

■ 開催場所: 下関生涯学習プラザ

■ 登壇予定の自治体: 岡山県矢掛町、広島県廿日市市

11/28(金) 第 12 回全国技術委員会 OSAKA

■ 開催日時: 2025 年 11 月 28 日(金) 15:00~16:45

■ 開催場所: 大阪市立総合生涯学習センター第6研修室

■ 当日内容: スケジュール案は後述。

11/30(日)~12/21(日) 大阪市天満のドーンセンターで NPO 団体の紹介パネル展示会

※パネル展示と長机でのパンフ・小冊子の展示スペースを無料で提供していただけるとのこと。

12/3(水) 沖縄活動委員会(予定)

12/4(木) 東京理事会、合同理事会、東京活動委員会

■ 開催日時: 2025 年 12 月 4 日(木)

東京理事会 17:00~17:30

合同理事会 17:30~18:00

東京活動委員会 18:00~19:10

■ 開催場所: 住友林業会議室 M-6

■ 当日内容: スケジュール案は後述。

11 月の東京理事会・合同理事会是、11/13 で(WEB)

[詳細はこちらをクリック](#)(HP 掲載)

終了しました

当日の様子から

フォトスポットを設けました！

無電柱化アンケートの回答をシールで!

[illegible]

いっぱい回答を
いただきました!

[詳細はこちらをクリック](#) (HP 掲載・参加無料・申込不要)

11/11(火) 「無電柱化の日」セミナー

詳細はこちらをクリック(HP 掲載・要申込・参加無料)

11月10日 は 無電柱化の日

「無電柱化の日」セミナー

「無電柱化の日」をきっかけに日本の無電柱化を考えよう！

令和7年度 第2回
無電柱化を推進する市区町村長の会勉強会

**2025年
11/11(火) 15:00~17:10**

日本みち研究所 分室

講演者プロフィール

 若田圭佑 短大文学部自然科学系研究科博士後援課程修了。博士（工学）。東京大学大学院数理学系研究科専攻特任准教授、(国研)土木研究所用地土木研究所研究員を経て2023年より現職。無電柱化の意義や普及をより広げ、無電柱化で都市環境を整えたいという志を持って、無電柱化を推進することをめざす。	 大庭治浩 京都大学大学院工学研究科博士後期課程修了。博士（工学）。三菱リサーチ＆コンサルティング(株)研究員。京龍大学大学院工学研究科准教授。現在、京龍大学大学院工学研究科専攻環境計画・都市計画法を修了し2024年より現職。国土交通省都市局・建設省技術院都市計画部を所管する。	 森山誠二 東京大学工学部土木工学科卒業。建設省入駐(中)地方建設局、国土文部省総合企画局政策調整官、内閣府警庁75%派遣企画官、自治体創成部、国土交通省中部地方整備局長を務める。旧東京都防衛安全・防災課長。2021年より現職。一般財団法人日本みち研究所理事兼事務局長を務める。
--	---	---

デマーク・コペンハーゲン街並み

■ 当日のスケジュール

- 15:00 主催者挨拶 当NPO東京支部支部長 伊津元博
- 15:05 「デンマークの無電柱化の歴史と都市空間の現在」
国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域系統チーム主任研究員 若田圭佑
- 15:45 質疑応答
- 15:55 「AIデータセンタが拓く都市革新と無電柱化の未来」
京都大学大学院 経営管理研究部 教授・当NPO顧問 大庭治浩
- 16:35 質疑応答
- 16:45 「地方の無電柱化推進計画の取組 沼津市の例」
一般財団法人日本みち研究所 専務理事・当NPO顧問 森山誠二
- 17:05 NPOからお知らせ、閉会の挨拶
当NPO理事・事務局長 井上利一

◆参加費：無料

◆交流会：アジアン産地 SUNRISE 本場店 17:30～ 金費：4000円

◆主催：お問い合わせ NPO法人電柱のない街づくり支援ネットワーク
TEL:06-6381-4000 FAX:06-6381-3999 <https://npnpo.net>

事務局 (塚田) npnpo@npnpo.com

◆主催(共催)

NPO法人電柱のない街づくり支援ネットワーク
一般財団法人日本みち研究所
所属企業/団体を推進する市区町村長の会

◆後援

国土交通省
NPO法人「日本で最も美しい町」連合

WEB参加OK! お申込みいただいた方には、
当会参加のためのURLを、事前にメールでご連絡します。(Cisco Webex 運営)

日本みち研究所 分室(案内図)

QRコードでダウンロード

今年も北海道の各地でパネル展を実施致します。札幌チ・カ・ホでは大規模なイベントを実施致します。

11月10日は
無電柱化の日

無電柱化の日 全道一斉パネル展

道内各都市で開催します (各開催日時は予定です)

10/24(金)~30(木)	(七飯町) 道の駅 なないろけなえ
10/25(土)~11/27(木)	(江別市) 江別市情報図書館
11/4(火)~10(月)	(札幌市) チ・カ・ホ(北1条イベントスペース)
	(旭川市) 旭川合同庁舎
	(富良野市) 富良野市役所
	(富良野市) フラノマルシェ
	(美瑛町) 美瑛町役場
11/4(火)~11(火)	(釧路市) 釧路地方合同庁舎
	(釧路市) 釧路市役所
	(根室市) 根室市役所
11/4(火)~13(木)	(北見市) JR北見駅 プロムナード南口
	(留萌市) 道の駅 るもい
	(増毛町) 旧増毛駅
11/4(火)~14(金)	(苫小牧市) 苫小牧市役所
	(登別市) 登別市観光交流センター
11/5(水)~12(水)	(喜望峯町) 道の駅 おとふけなつぞらのふる里
	(芽室町) めむろーど
	(上士幌町) 道の駅 かみしほろ
11/6(木)~10(月)	(小樽市) JR小樽港駅
	(余市町) JR余市駅
	(倶知安町) JR倶知安駅
	(ニセコ町) 道の駅 ニセコビュープラザ
11/6(木)~11(火)	(帯広市) 帯広市役所
11/6(木)~13(木)	(千歳市) 道の駅 サーモンパーク千歳
	(深川市) 文化交流ホールみらい
11/7(金)~14(金)	(砂川市) 地域交流センターゆう
11/7(金)~17(月)	(函館市) 函館市中央図書館
11/7(金)~21(金)	(稚内市) 地域交流センターイタカダ
11/11(火)~19(水)	(網走市) 網走市役所
11/19(水)~27(木)	(小清水町) 小清水町役場

わが
まちの
無電柱化を
考える

無電柱化の日(11月10日)

平成28年12月に成立した「無電柱化の推進に関する法律」において、国民に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を求めるため、無電柱化の日には、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で11月10日としています。

主催：国土交通省北海道開発局

●お問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 道路維持課
電話(代)：011-709-2311

11/30(日)～12/21(日) 大阪市天満のドーンセンターで NPO 団体の紹介パネル展示会(参加無料)

令和7年度ドーン事業共同体企画事業

第2回

令和7年度 ドーンセンターNPO協働フロアにおける
団体の活動紹介パネル展

男女共同参画もしくは青少年健全育成を目的としたNPO法人の活動内容を紹介するパネル展示を実施します。

【開催期間】
11/30(日) ▶ 12/21(日)

【場所】
ドーンセンター地下1階NPO協働フロア

パネル
交流会 **12/7(日) 14:00～15:30**

団体同士および団体と来場者との情報共有の機会と交流の場として、パネル交流会も実施いたします。

参加費 無料！
ぜひご参加ください！
知りたいことが聞けるかも！

【お問合せ】
ドーンセンター総合受付 TEL:06-6910-8500 FAX:06-6910-8775
【開館時間】火曜日～土曜日:9:00～21:30 / 日曜日・祝日:9:00～17:00
【休館日】月曜日(祝日・振替休日を除く)

主催:大阪府 企画・運営:ドーン事業共同体(ドーンセンター指定管理者)

展示団体: NPO法人 キャリアスイッチ、認定NPO法人 CAPセンター・JAPAN、特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク、NPO法人 リアン、ウィメンズセンター大阪

**【概要】11/28(金)開催
第12回全国技術委員会 OSAKA**

まだ予定なところはありますが、
現在検討しているスケジュールをご案内します。
今回は、以前より議論を進めている「T-25」問題について深掘りした『「T-8」になった場合の新しい製品技術の可能性』を探れたらと考えています。
また当 NPO の井上事務局長より、国土交通省の部会の概要報告や、東京都が9月以降で打ち出した宅地開発の無電柱化の政策などを紹介する予定です。

【スケジュール案】

11/28(金) 15時～16時45分

大阪市立生涯学習センター5階 第6研修室

- ・荒関本部長より
- ・国交省部会報告
9/17 R7-2 無電柱化推進技術検討会 報告
10/1 R7-2 無電柱化を推進するあり方検討委員会 報告
- ・東京都宅地開発の無電柱化 概要説明
- ・T25→T8のその後と対応製品紹介

※T8になった場合の製品提案

※詳細と参加申込はココをクリック

**【概要】12/4(木)開催
東京活動委員会**

現在検討しているスケジュールをご案内します。
JMA さまからの2026年7月開催の第14回無電柱化推進展(メンテナンス・レジリエンス TOKYO)の説明、東京八王子での無電柱化街並み見学会、無電柱化の日(11/10)前後のイベントや注目のセミナーの報告をさせていただけたらと思っています。

◆当日のプログラム(予定)◆

1. 伊津支部長より
2. JMA(一般社団法人日本能率協会)様からの来年度の第14回無電柱化推進展の概要説明
3. 10/16 無電柱化街並み見学会(八王子市みなみのシティ)報告
4. 事務局報告～「無電柱化の日」前後のイベント・セミナーの報告

※詳細と参加申込はココをクリック

**第5回無電柱化
フォト&ムービーコンテスト**

写真や動画を投稿して入賞したら賞品をゲット!

詳細はこちらをクリック

無電柱化フォト&ムービーコンテストを実施しています！ 応募お待ちしております。

日本では電柱・電線が当たり前存在していて、電柱・電線のない良い風景になかなか気づくことができません。

ただその中でも、防災を目的とした緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めていますが、それ以外でも必要などころは無電柱化されています。

電柱・電線がないことに見慣れているヨーロッパとは違って「**必要だから無電柱化されている場所**」

は、貴重なよい風景の場所が沢山あります！！

皆さんも一緒に無電柱化探しをしてみませんか？

下記をクリックでホームページの内容を見て下さい。



(応募作品の中から)

第5回無電柱化フォト&ムービーコンテストの詳細

2050 東京戦略

戦略 21【都市の強靱化】電柱がない安全・安心な東京の実現

(仮称)東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の 基本的な考え方を解説

令和 7 年 9 月 東京都都市整備局

東京都は電柱を地中に埋める無電柱化を進めるため、指定地域で新たに宅地を開発する場合の電柱新設を原則禁止する方針を発表した。

今回、判明した条例の骨子案の内容は、

- ▶開発許可を申請する段階で無電柱化の計画書の提出を義務づけ
- ▶違反した場合は指導・勧告に加え、事業者名を公表する
- ▶指定地域は 23 区の大部分が対象となる見通しなど

制定されれば全国で初めての条例となります。

東京都はこの骨子案を公表し、パブリックコメントを行ったうえで、2026 年にも新設禁止を義務付ける条例の制定を目指します。

※2025 年 9 月 24 日の報道各社の記事より。

※パブリックコメントは 10 月 24 日で終了しています。

(仮称)東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の基本的な考え方

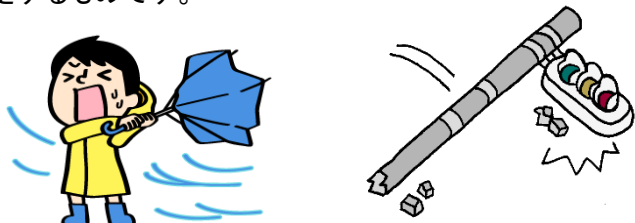
■ はじめに ■■■

- ・都市の防災機能強化には、道路上の電線類を地中化し、電柱等を撤去する無電柱化は極めて有効であり、既存の道路の「電柱を減らす」とこととあわせて、新たな道路整備やまちづくりで「これ以上電柱を増やさない」ことが重要です。
- ・東京都は、土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行時に、電柱が新設されない仕組みを構築するとともに、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の開発行為の許可を受けた宅地開発にあわせて行う無電柱化に、都独自の補助制度を立ち上げるなど、国に先駆けて無電柱化の推進に取り組んできました。
- ・その上で、更なる無電柱化の推進に向け、宅地開発における無電柱化を推進する条例制定を目指しています。

- ・検討に当たっては、有識者による検討会を設置し、宅地開発における無電柱化の実効性ある推進方策について、専門的見地から検討を実施してきました。

■ 条例制定の背景 ■■■

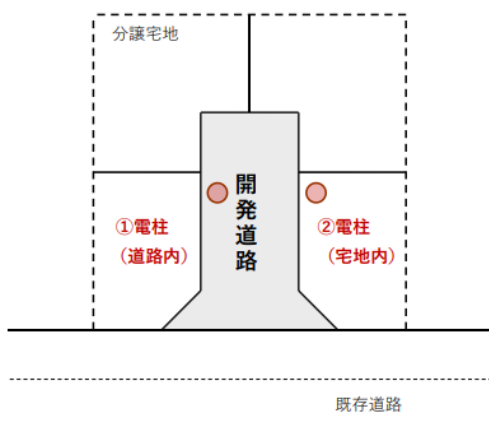
- ・平成 28 年に「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年 12 月法律第 112 号)が制定されました。これにより、土地区画整理事業や市街地再開発事業、開発行為といった市街地開発事業などが実施される場合に「事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする」という基本的な考え方が示されました。
- ・その後、道路法上の道路(公道)については、無電柱化の推進に向け、電柱や電線が道路を占有することについて制度の改正が行われるなど、法体系の整備が進んできました。
- ・一方で、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の開発行為の許可を受けて行う宅地開発においては、整備される開発道路が私道であることが多く、また、開発道路ではなく、私有地内に電柱が新設される場合もあり、無電柱化実施の判断が開発事業者委ねられている状況です。
- ・地震や台風などの災害時に、倒れた電柱や電線により円滑な避難や救助活動が妨げられることは、過去の災害の経験からも明らかであり、一たび電柱が新設されると、特に私道や私有地では、その撤去は容易ではありません。
- ・都は、これまで、こうした宅地開発における無電柱化を推進するため、補助制度の実施や相談窓口の設置など開発事業者の皆様に対する支援を行ってきました。
- ・この度、こうした支援策を更に後押しし、電柱の無い安全・安心な東京を実現するために、法的権限を背景とした指導等を行うべく、その根拠となる条例を制定するものです。



■ 都内における宅地開発の現状 ■■■

- ・東京都内において、開発許可※を受け、開発道路を新設する宅地開発は、年間、約500件程度行われています。
- ・現状、こうした宅地開発では、多くの場合、電柱が新設されており、東京都無電柱化計画で原則としている「これ以上電柱を増やさない」ためにも、宅地開発の際に無電柱化を推進する新たなルールづくりが必要です。

■ 宅地開発における電柱の新設（イメージ）



■ 開発道路へ電柱を新設した事例



※開発許可：都市計画法第 29 条に定める開発行為の許可（都市計画法第 30 条第 1 項）

■ 条例制定の趣旨（宅地開発における無電柱化の推進） ■■■

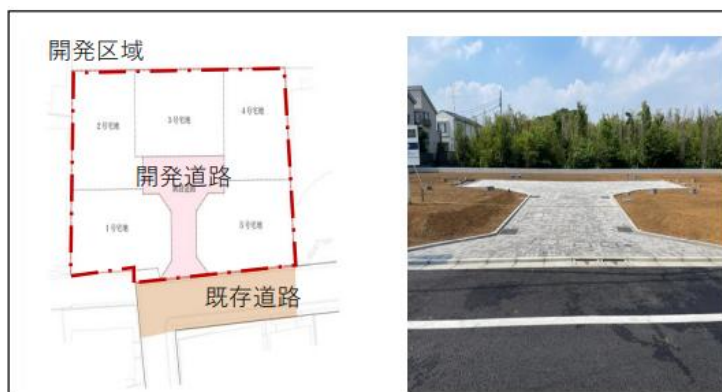
- ・規制区域において宅地開発をしようとする者（開発事業者）は、技術的に困難であるなどの場合※1を除き、電柱又は電線を開発区域※2内に新たに設置しないものとします。

- ・無電柱化は災害時の避難や救助活動を円滑にするなど、都市防災機能の強化に加え、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出などの観点から重要な取組です。
- ・新たな宅地開発を行う際は、開発事業者のみならず、開発された宅地の購入者や利用者も含めた社会全体で「これ以上電柱を増やさない」という認識を共有していく必要があります。
- ・このため、一定の区域を規制区域とし、その区域内で行われる宅地開発において、開発区域内における電柱等の新設を原則禁止とする規定を設けます。
- ・規制区域は、今後、段階的に拡大し、最終的には都内全域を対象とすることを目指します。

※1 技術的に困難である場合

- ・道路法施行規則第4条の4の2に基づく「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」と同等程度の困難度を想定しています。
- （例）
- （1）開発道路の掘削の深さが、無電柱化するには浅い場所
 - （2）開発道路の延長が無電柱化するには短い場所
 - （3）道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
 - （4）既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所

■ 宅地開発における無電柱化実施事例



※開発区域 開発行為をする土地の区域（都市計画法第 4 条第 13 項）

■ 条例制定の目的 ■■■

- ・宅地開発における無電柱化を推進するために必要な措置を講じることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与します。

東京都無電柱化計画に示す無電柱化の目的 都市防災機能の強化

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保する。

安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保する。

良好な都市景観の創出

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図る。

■ 規制の内容(実施計画の届出)

・規制区域において宅地開発をしようとする者は、開発許可申請時に、開発区域における無電柱化の実施計画を届け出なければなりません。

・宅地開発の実施に際し、電柱新設の原則禁止を徹底するため、開発事業者には、開発許可申請時に開発許可権者へ(仮称)無電柱化実施計画書を届け出ること義務付けます。

・計画書の届出義務に対する罰則は設けず、指導、勧告及び公表の制度を設けることで実効性を高めます。

宅地開発における無電柱化の推進

規制区域内で行われる宅地開発において開発区域内への電柱新設を原則禁止

実施計画(届出制)

開発許可申請時に(仮称)無電柱化実施計画書の届出を義務付け

実効性の確保

① 計画書の全件公表

- ・無電柱化を実施しない旨の届出者には、指導、勧告を実施
- ・実施有無及び無しの場合は理由も含め公表

② 届出義務違反には指導、勧告、公表を実施

《届出を行う必要がある開発行為》

・開発行為のうち、以下の全ての事項を満たすものが届出の義務付けの対象となります。

- ・居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- ・新たな道路の整備(開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。)を伴うもの
- ・規制区域内で行われるもの

■ 規制区域の考え方

・東京都の「東京都無電柱化計画」や「防災都市づくり推進計画」に都市の防災機能向上に資する位置付けのあるエリアで行われる宅地開発について、(仮称)無電柱化実施計画書の届出を義務付けることを検討中。

東京都無電柱化計画(改定)(令和3年6月)

- ・都市防災機能の強化に向けて重点的に整備するエリアを「重点整備エリア」と位置付け
- ・本計画においては、重点整備エリアを、前計画で定めたセンター・コア・エリアから、環状七号線の内側に拡大し、都道の無電柱化を推進

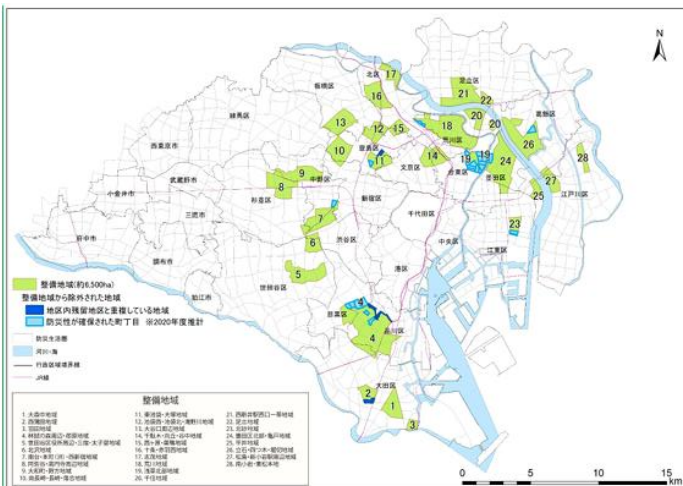


<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000052901>

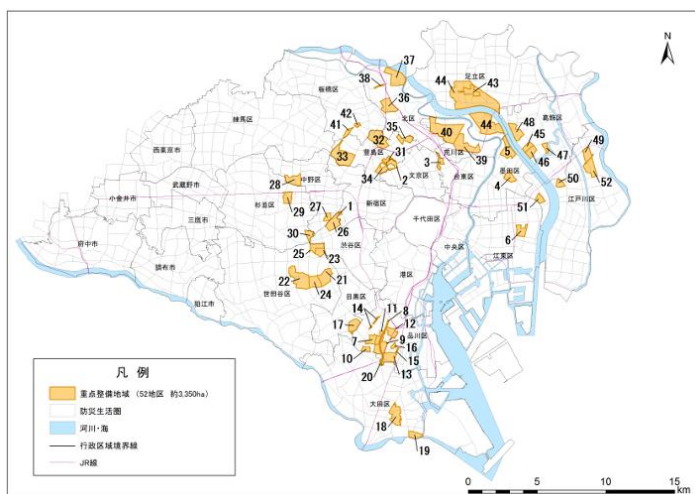
防災都市づくり推進計画基本方針(令和7年3月改定)

- ・震災時の被害拡大を防ぐため、防災都市づくりに係る諸施策を体系的に推進する一定のエリアを指定
- ①整備地域：震災時に特に甚大な被害が想定される地域
- ②重点整備地域：整備地域の中で防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域
- ③防災環境向上地区：整備地域外の木造住宅密集地域等のうち改善が必要な地区・規制区域において宅地開発をしようとする者は、開発許可申請時に、開発区域における無電柱化の実施計画を届け出なければなりません。

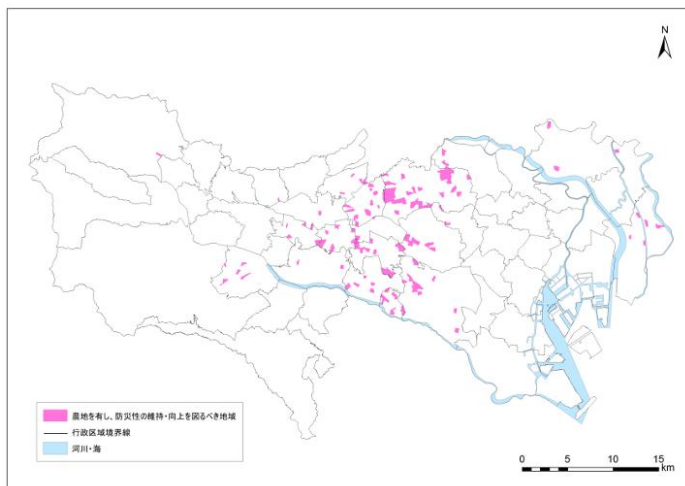
《整備地域》



《重点整備地域》



《防災環境向上地区》



防災都市づくり推進計画の基本方針 概要

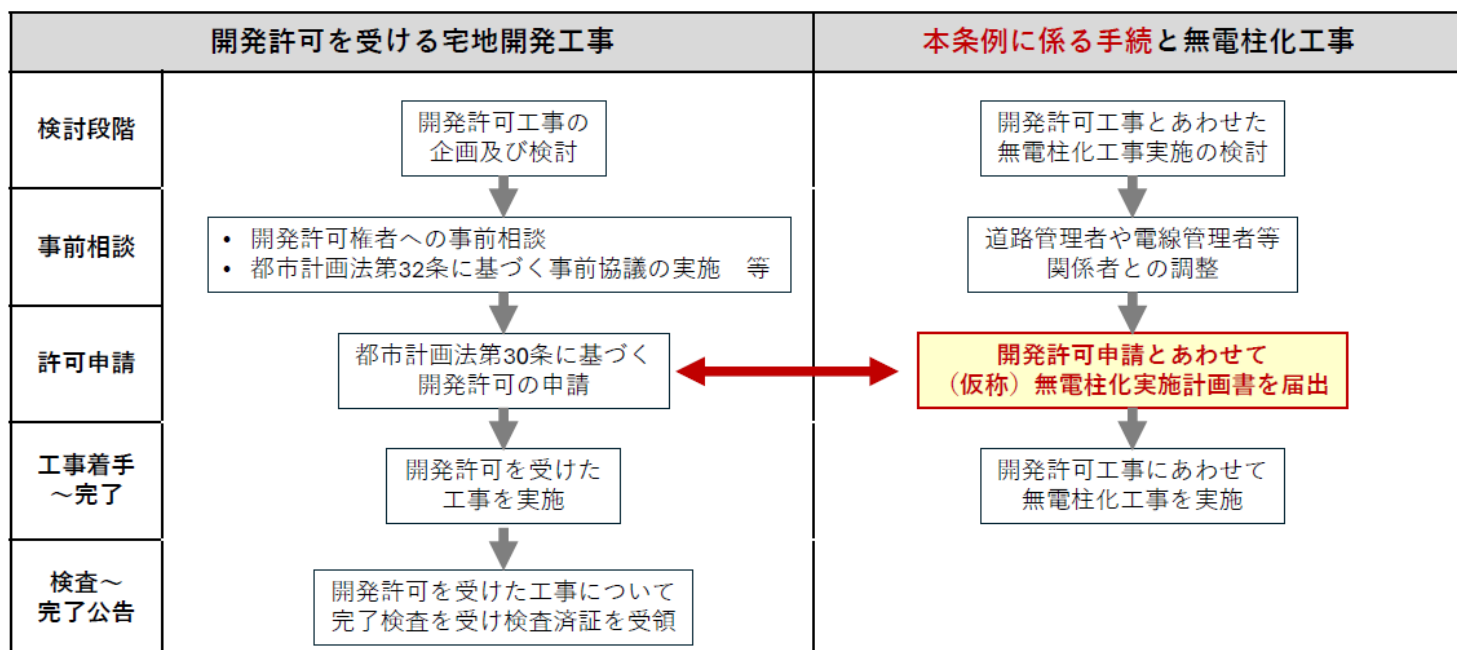
上の三つの地図も含めた概要版は下記のリンクで確認できます。

https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/2024/01/bosai_4_gaiyo.pdf

■ (仮称)無電柱化実施計画書の届出の流れ

- (仮称)無電柱化実施計画書は、開発事業者が、宅地開発工事の開発許可の申請とあわせて提出して頂きます。
- 規制区域外の宅地開発においても、開発事業者は、任意で届出を行うことができます。

《開発事業者から見た、開発許可事業と本条例の関係》



■(仮称)無電柱化実施計画書の構成及び公表 ■■■

➤届け出ていただく「(仮称)無電柱化実施計画書」は、以下の構成を基本とします。

➤「(仮称)無電柱化実施計画書」は、全件、東京都のホームページで公表する予定です。

種類	届出する主な内容（下線部は開発許可申請書と共通）
無電柱化実施計画書	・ <u>開発許可申請者及び工事施工者の住所及び氏名</u> ・ <u>開発区域に含まれる地域の名称</u> ・ <u>開発区域の面積</u> ・ <u>予定建築物等の用途</u> ・ <u>工事着手及び工事完了予定年月日</u> ・ 無電柱化の実施の有無 ・ 無電柱化の方式（構造、維持管理等） ・ 無電柱化を実施しない場合は、その理由

（以下は添付資料）

計画図	・ 無電柱化計画を示した平面図 など
電線管理者との協議状況が分かる資料	（例）電線管理者との契約書等の写し （電線管理者管理方式、連携管及び連携設備の費用負担分） （例）設計内容について電線管理者の確認を受けた書面の写し （自治体管理方式、組合管理方式又は自営設備方式の場合） （例）電線管理者との事前協議書の写し
無電柱化工事の概算事業費	・ 電線管理者及び工事施工者の支払先別に整理されたもの
無電柱化工事の工程	・ 無電柱化工事、開発許可工事等の予定が分かるもの

■実効性の確保(無電柱化の実施に対する指導等) ■■■

（指導、勧告）

- ・「(仮称)無電柱化実施計画書」において、技術的に困難など無電柱化を実施できない理由がなく無電柱化を実施しない旨を届け出た場合は、指導又は勧告の対象となります。
- ・正当な理由がなく届出がないときは、指導又は勧告の対象となります。
- ・届出の内容が事実と異なるときは、指導又は勧告の対象となります。

（公表）

- ・届出のあった「(仮称)無電柱化実施計画書」は、全件公表します。
- ・届出を怠った又は事実と異なる届出を行った開発事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、開発事業者の氏名等を公表します。

・開発事業者が開発許可の事前相談を行った段階で、条例制定の趣旨にのっとり、「宅地開発にあわせて無電柱化を実施」するよう、活用できる支援策等について助言を行います。

《「無電柱化を実施しない」旨を届け出た開発事業者に対する指導等》

- ・開発許可申請時に、技術的に困難など無電柱化を実施できない理由がなく「無電柱化を実施しない」旨を届け出た開発事業者に対しては、「宅地開発にあわせて無電柱化を実施」するよう、指導又は勧告を行います。

《届出の義務を怠った場合又は事実と異なる届出を行った場合の開発事業者に対する指導等》

- ・開発事業者が、届出の義務を怠った場合又は事実と異なる届出を行ったことが判明した場合、指導又は勧告を行います。
- ・その上で、正当な理由なく勧告に従わない場合は、以下の事項を公表します。

（公表事項案）

- | | | |
|-----------------|----------|----|
| ・開発許可申請者の住所及び氏名 | ・開発区域の面積 | |
| ・開発区域に含まれる地域の名称 | ・開発許可番号 | など |

■ 開発事業者への支援 ■■■

- ・都は、これまで、宅地開発における無電柱化を推進するため、補助制度の実施や相談窓口の設置など、開発事業者の皆様に対する支援を行ってきました。
- ・条例制定後も、支援と規制を両輪として、引き続き、電柱の無い安全で安心なまちづくりの実現に取り組んでいきます。

現行の支援策	概 要
補助事業の実施	・開発事業者（開発許可を受けた方）に、宅地開発とあわせて無電柱化を行うために必要な経費の一部を補助しています。
無電柱化ノウハウの提供	・開発事業者向けに、宅地開発における無電柱化の相談窓口を設置しています。 ・配線計画や資金計画等の資料作成を支援し、無電柱化に対する設計者（担い手）確保や育成を図っています。
宅地開発における無電柱化を推進する事業者認定制度の創設	・宅地開発における無電柱化に取り組む事業者を増やししながら広く普及させることを目指しています。 ・積極的に無電柱化に取り組む事業者を、都が認定し、ホームページで公表しています。

※現在、都が行っている支援策は、東京都都市整備局のホームページで御覧いただけます。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaiatsu/jyutaku/kaihatsu

（仮称）東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の基本的な考え方

※今回の記事はこの資料をもとに作成しています。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/2025-09-18-194944-533>

その他の東京都が公表している政策

【東京都足立区】10月1日から区内の緊急輸送道路における電柱の新設は原則禁止になります

→詳細は[こちらをクリック](#)

世界初のレジリエンスボンド（国際認証取得済）を発行します「TOKYO レジリエンスボンド」の発行について →[詳細はこちらをクリック](#)

東京を強靱化する取組

激甚化する風水害や、大規模な地震・火山噴火などの災害は、いつ起きてもおかしくありません。

都民の皆様の生命や暮らしを守り、首都東京の機能

や経済活動を維持するため、将来を見据えて対策を強化しています。

風水害への備え[（詳しく見る）](#) ←**クリックで確認を！**
気候変動により降雨量が増加、海面水位が上昇し、風水害が頻発化・激甚化。

地震への備え[（詳しく見る）](#)

今後 30 年以内に 70%の確率で、南関東で M7 クラスの大地震の発生が予測。

火山噴火への備え[（詳しく見る）](#)

島しょの噴火では全島避難に。富士山噴火では都心でも都市機能に大きな影響。

電力・通信等の途絶への備え[（詳しく見る）](#)

大規模停電や通信の途絶は、電力や ICT が不可欠な社会にとって大きなリスクに。

感染症にも強いまちづくり[（詳しく見る）](#)

世界各地で発生する新たな感染症。今後を見据え、感染症にも強いまちづくりが必要。

無電柱化はこのうちの二つ目の要素「地震の備え」に含まれています。